## 文京区補助金等チェックシート

所属 教育推進部庶務課

1	補助	]金(	の名称	等												26年度調査
補	助	金	の名	i 称		文京区文化財保護事業に関する補助金及び奨励金										
根	拠	ŧ	見 定	等	文京区文化財保護事業に関する補助金及び奨励金交付要綱											
創	Ī	殳	年	月	平成	7	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕		19年	終了	予定年	<b></b> 月	
直	近の	見	直し:	年 月	平成	24	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	:	2年				
見	直	l	の内	] 容	年度途中	の計画	可変更を	可能にし	た							
					款		Į	頁				大事業			中事業	実施計画事業番号
予	<b>1</b>	算	科	目	10教育費		4社会教	(育費 2	文	化財費	1文	化財保護		3指定文 存助成	化財保護•保	:
補	助	金	の 種	恒 別	□ 奨励	的補助	b 🗌	施設運営	補	助 □ 扶	助的	的補助 🔽	投資的	勺補助	□ 利子	▲ 補給
2																
補	E	助	目	的	区内に存	区内に存在する指定文化財の保存及び活用を図る										
補	助事	業	等の	内容	区内に存	区内に存在する指定文化財の修理、保存事業等に対して補助金を交付する										
補	助対	象組	怪費の	内 容	文化財の	文化財の修理、防災施設等整備、保存、承継事業等										
			業者		□ 区民 □ 地域活動団体 □ NPO(特定非営利活動団体) □ 事業者 □ その他											
補	助	事		í 等	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入]											
					区指定文	化財、	その他	の文化財	管	理者						
					□ 定率	: (補	助率			)		□ 定額 〔	補助額	頁		)
					□ 補助	単価	補助	単価				単位		)	□ 規定なり	√ ₹の他
補	助	金	の	[ 出	【その他の場合は具体的に記入】 区指定文化財:他から補助を受けていない場合…90%以内 他から補助を受けている場合…補助対象経費に0.9を乗じた額から、他から補助を受けた額を差し引いた額以内 国及び都指定文化財:補助対象経費の10%以内											
	〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕															
公	募	Ó	カ 状	況												
実使	績 報 f		時にお 権 認 フ	ける 方 法		₹(写	し) _⁄	契約書		 ② 決算書		□ 成果物	√ <del>7</del>	の他	(写真等	
					☑ 区単	独		負担割領	合	区		国	都	3	補助效	
補	助・	単	独の:	状 況			乗せ無し	上乗せの	0	補助対象経費	もの1				.184 m	. [ - # 11 11 - 00/
					☑ 補助	(区上美	乗せ有り	)) M 谷・埋 F		理由:国指定 以内が妥当た			及び都の	ひ 伸助金	<b>定かめり、区</b> の	上乗せは10%

## 3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内容	判定	判定の理由
	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	Α	区内の指定文化財を保存していくことは、社会情勢や区民ニーズに適合している。
必要性	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	А	区内指定文化財の修理や保存等は、基本構想に 適合している。
(公益性)	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	А	区内にある国、都及び区指定文化財は、区が補助することが望ましい。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	修理や保存が十分でないと、公開ができなくなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	Α	補助要件に該当していれば、申請することは可能である。
五十任	交付先は適正な手続きによって決定されているか	Α	交付申請時に書類を提出していただき、適正な手 続きにより決定されている。
	補助金の交付以外の代替策はないか	Α	文化財の修理や防災施設等整備等については、補助金以外の代替策は考えられない。
効率性	補助金の交付による効果が認められるか	Α	区指定文化財及びその他の文化財管理者の支援 となっている。
(有効性)	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	Α	修理前と修理後の写真を提出してもらい、効果を確認している。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	Α	修理後の文化財が公開されているものもある。
適正性 (適格性)	法令等に抵触していないか		
(妥当性) ※個人等 の補助金	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
については 不要	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績 (件、千円)

4	人门天限		(IT • I I I)					
	項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)			
交	で付(見込み)件数	6	8	5	7			
	決算(予算)額	8,722	11,466	8,855	3,146			
	国庫支出金	0	0	0	0			
	都支出金	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0			
	一般財源	8,722	11,466	8,855	3,146			
	年度補助事業等の状況 交付団体名、成果等)	1 護国寺:本堂他建造物防災施設等整備、護持院日記保存修理 2 根津神社:本殿他6棟保存修理 3 日本ナショナルトラスト:旧安田楠雄邸庭園復旧						

## 5 課題及び今後の方向性

今後も引き続き、区指定文化財及びその他文化財管理者に対し、文化財保護事業に関する補助金の周知を行っていき、保存・活用を図る。